

令和2年7月27日

第25回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 25 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 7 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

22 番 上 拂 忠

1 小委員長

10 番 井 手 康 則

1 欠席委員

16 番 西 村 圭 史

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第25回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての所有権移転分は、9件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、10番委員の退席を求めます。

8 番委員 事務局	(10 番委員の退席確認) ご質疑，ご意見はございませんか。 対価が非常に安いですが，特に理由があるのですか。 申請地の周辺は霜がよく降りるところで，買い手，借り手がなかなか見つからないため，このような金額になったそうです。
議長 委員 議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち，所有権移転分の1番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって，議案第1号のうち，所有権移転分の1番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
委員 議長	(10 番委員の復席確認) 続きまして，所有権移転分の2番から9番についてご審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち，所有権移転分の2番から9番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって，議案第1号のうち，所有権移転分の2番から9番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち利用権設定分は，議案書の7ページから29ページまでの71件で，うち新規の利用権設定が54件，再設定が17件となっています。 また，4件は農地中間管理事業で重複しています。 それでは，議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 なお，合計は169筆，18万9720㎡，農地中間管理事業の重複分を除くと154筆，17万9307㎡となっています。

議長

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、9番委員の退席を求めます。

(9番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(9番委員の復席確認)

議長

次に、利用権設定分の3番と4番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、11番委員の退席を求めます。

(11番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に議案第1号のうち、利用権設定分の5番から7番につきましては、新規就農者案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員からの報告を求めます。

3番委員

番号5から7番につきまして、7月10日に、私と22番委員で調査を行いましたので、ご報告します。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

	申請人は、３０ａを超える借入地を取得することから、新規就農者となりました。 これまでは、プログラマーとして仕事をしていましたが、妻の実家の農業経営を知り、農業に魅力を感じ、２年前から妻の実家の農業を手伝っているということです。 今後の計画では、オクラを１０ａ、パッションフルーツを１０ａ、キャベツを１４ａ栽培し、オクラの収穫後はキャベツを植え付けする予定です。目標年間販売高は約３５０万円を目指しています。 農機具等は義父の所有するものを使用し、栽培技術、農機具等の操作についても義父の指導を受けるため、問題はありません。 作業に従事するのは、基本的に妻と二人とのことです。 なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から７番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	パッションフルーツを１０ａとありますが、貸借期間が５年となっています。この期間で大丈夫でしょうか。
３番委員	これについては、将来的に購入を考えているようです。 また、目標年間販売高も高いのではないかと質問したのですが、パッションフルーツの反収を見込んでこの金額にしたそうです。
８番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の５番から７番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から７番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の８番から２９ページの７１番までについてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の８番から７１番については、原案

委員
議長

のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から71番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

7月10日の転用調査時に、私と、17番、22番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から3番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番と2番は売買、3番は親族からの贈与による申請でございます。

なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから8ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、事業目的は、集出荷施設の拡張です。

資料の7ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ810m行った農用地区域内農地で、東は里道、西は畑、南は里道及び畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、主に農産物の栽培・生産加工及び販売を行う法人ではありますが、事業の規模拡大に伴い出荷量が増加し、既存施設が手狭となったことから、隣接する申請地を取得し、パレット置き場や大型トラックの駐車場を整備する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本案件は同時に5条の申請がなされ、本日議案第5号にてご審議いただくこととなっております。

次に番号2番ですが、事業目的は、堆肥舎及び農業用倉庫、農機置き場です。

資料の9ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ190m行った農用地区域内農地で、東は里道、それ以外は公衆用道路に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、既存施設に近い自己所有の申請地に、堆肥舎及び農業用倉庫を建築するもので、既に着工していたことから、今回、始末書が添付されております。

なお、申請地は自己の経営農地の一部であり、周辺農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、事業目的は、農産物販売所及び駐車場です。申請地は[]と[]の一部、[]の3筆で、用途区分変更面積は合計1718㎡です。

	資料の10ページをお開きください。
	申請地は、 XXXXXXXXXX から南西へ約1km行った農用地区域内農地で、東は県道、西と南は畑、北は国道に接しています。
	農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。
	事業計画者は、農業を営んでおり、自己所有の申請地に、自ら生産した農産物や地元で生産された農産物等を販売するための店舗及び駐車場を整備する計画です。
	また、事業計画者からは、周辺農地での薬剤散布などによる影響があっても異議は申し立てないことの確約書が提出されております。
	代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第3号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	3番は以前、不許可相当としたものを再度申請されたということですか。
事務局	本案件につきましては、平成30年12月27日付で市より用途区分変更の意見照会があり、平成31年2月25日第8回農業委員会の審議結果に基づき不許可相当の意見を市へ回答しました。
	その後、事業計画者と市で申請内容を精査し、事業計画が改良され、関係書類を適切に作成し、用途区分変更の申請が提出されたため、改めて本委員会の意見を求めたいと依頼があったものです。
6番委員	これは、前回周辺農地への影響や許可となった場合、後続の施設が次々に申請されるなどの懸念から不許可相当としたものであったと思いますが。
事務局	まず、意見照会があったものには、その都度回答をしなければなりません。内容が異なるものについて、過去にした判断と同じで良いということではありませんので、今回の申請に対しての審議をしていただきたいと思います。
14番委員	3番についてですが、前回も販売所ができることによって、そこには多数の来客があるでしょうから、周辺の農家の方々が農薬散布や堆肥散

	布をする際に、申請者は苦情を申し立てないと言われても、お客さんからは苦情が出ると思います。そうすると周辺の農家の方がそのような作業をすることを敬遠してしまうことになりかねないので、このような場所に今回のような施設を造るのは望ましくないと思います。
2 番委員	申請地の周辺農地では、一斉に野焼きなどすることもあります。その時の煙や火の粉で被害があった場合も異議は申し立てないという理解で良いのでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (休 憩)
議長	休憩前に引続き会議を再開します。 議案第 3 号については、1 番、2 番と 3 番を分けて審議することとします。 それでは、議案第 3 号のうち、1 番と 2 番についてご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。
1 4 番委員	1 番について、既存施設の東側には里道がありますが、現況は施設の敷地に取り込まれたようになっており、付近の農家の方から通行するのに気兼ねするとの声を聞きます。今回の申請地の南側も里道がありますが、この里道はどうなるのでしょうか。
事務局	申請地の現況は、質問のあった里道より低くなっていますので、法面と里道は現況のまま残ることになると思います。市への意見の中に里道機能に影響が無いよう、また、敷地と一体となっている里道については、境界の明示を要望する意見を付けることはできると思います。
1 4 番委員	よろしくお願いします。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 3 号のうち、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号のうち、1 番と 2 番については原案のとおり承認することに決定いたします。 暫時休憩します。 (休 憩)
議長	休憩前に引続き会議を再開します。 続きまして、議案第 3 号のうち、3 番についてご審議願います。 不許可相当とする意見のある委員は、意見と合せて該当する条文を述

	べてください。 また、条件を付して許可する意見の場合も、該当する条文と合せて意見を述べてください。
1 4 番委員 事務局	農産物直売所の定義を教えてください。 農業振興地域の整備に関する法律で、販売施設とは農業者自らの生産する農畜産物の販売施設または農業者自らの生産する農畜産物等の製造、加工したものを販売する施設であって、農業者自らの生産する農畜産物等の販売の割合が他の農畜産物より量的または金額的に多いものであることと定義されています。
1 4 番委員 事務局	販売量と販売金額のどちらも多いものということですか。 どちらか一方が多ければ良いということです。
8 番委員	農家の方が、自分で生産したものを販売するための販売所を作るということは結構だと思います。 農地法でもそれを可能としておりますので、本件については小委員長の報告のとおり決するべきと意見を述べさせていただきます。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 3 号のうち、3 番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号のうち、3 番については原案のとおり承認することに決定いたします。
	続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条事業計画変更についてを議題といたします。 これにつきましても小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号 1 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の 1 1 ページをお開きください。 本案件は、平成 1 9 年 3 月 2 3 日第 9 回委員会議案第 3 号 3 番で申請があり、許可及び諮問決定を受けていた案件であります。 当初の目的であった貸家 2 棟の建築については、家族の病気療養に伴い許可後市外へ転出していたことや、その間に周辺地域に貸家が複数建

	築され需要が見込めないことから断念し、新たに転用を希望する方へ事業を継承し、一般住宅の建築と駐車場を整備したい旨の申請があったものです。 なお、土地の形状や周辺農地への影響については、前回計画と同程度と判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 なお、転用計画者が変更となることから、今回新たに5条の申請がなされ、本日議案第5号にてご審議いただくこととなっております。 以上報告のとおり、小委員会では、事業計画変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。 資料の12ページをお開きください。 申請地は、 から南へ240m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。 農地区分、許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅及び駐車場です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ275m行った農地で、東は宅地、西は市道、南は畑、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅及び月極駐車場を整備する計画です。

土地の形状については30cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

転用目的の月極駐車場は約175㎡の計画であり、住宅としての敷地は約459㎡となることから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま11ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ130m行った農地で、東と南は宅地、西は市道、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は夫婦ですが、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ180m行った農地で、東は県道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、実家住まいであることから、今回義理の父が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ75m行った農地で、東と北は宅地及び畑、西は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は夫婦ですが、現在借家住まいであることから、今回親族が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の15ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ290m行った農地で、東と北は畑、西は公衆用道路、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、今回父が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接

農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ170m行った農地で、東は畑、西は公衆用道路、南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、今回申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、集出荷施設の拡張です。

資料の7ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ810m行った農用地区域内農地で、東は里道、西は畑、南は里道及び畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、申請中の農振法に基づく用途区分変更が許可された場合、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、主に農産物の栽培・生産加工及び販売を行う法人ですが、事業の規模拡大に伴い出荷量が増加し、既存施設が手狭となったことから、隣接する申請地を取得し、パレット置き場や大型トラックの駐車場を整備する計画です。

土地の形状については1mほど削土し、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

8 番委員	2 番について、175 m ² は月極駐車場とのことですが、申請書の配置図には駐車場が明記されていますか。
事務局	配置図に明記されており、4 台分の駐車場となる計画です。
8 番委員	分筆登記はしなくても良いのですか。
事務局	場所と面積が図面に明記されておりますので、分筆まで求めるものではありません。
3 番委員	今後も、同じように500 m ² を超える転用について、同じような事例が出てくるのではないですか。
事務局	一般住宅のみの場合500 m ² という制限がありますが、今回は住宅と駐車場ということで、この面積で申請されたものです。
	また、農地法では、分筆まで求めるものではありません。
5 番委員	固定資産税について、住宅地の場合減税があると思いますがこの場合はどうなるのでしょうか。
事務局	固定資産税については、この場ではっきりしたことは解りかねますが、住宅があれば減税がありますので、住宅部分と駐車場部分を分けて課税されることになると思われます。
議長	暫時休憩します。
	(休 憩)
議長	休憩前に引続き会議を再開します。
	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号農地利用変更届についてを議題といたします。
	これにつきましても小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の17ページをお開きください。
	申請地は、 XXXXXXXXXX から東へ450 m行った農用地区域内農地で、

	東は雑種地，西と南は畑，北は市道に接しています。
	申請地は，隣接する農地より高いことから，今回1．5 mほど削土を行い，隣接農地との高低差を解消しようとするものです。
	以上報告のとおりですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは，議案第6号についてご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
8番委員	削土をすることによって，西と南の畑が同じ高さになるということですか。
小委員長	そういうことです。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第6号については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案書の36ページをお開きください。
	議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
	今月は，売渡申出5件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては，お目通しください。
	また，見取り図・地籍図等につきましては，審議資料の20ページから25ページですので，ご参照ください。
	続きまして，議案第7号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。
	今月は，借受申出3件，買受申出1件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。

委員
議長

事務局

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の36ページをお開きください。

番号1は33番委員と37番委員。

番号2は25番委員と6番委員。

番号3は30番委員と10番委員。

番号4は30番委員と10番委員。

番号5は38番委員と19番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

番号1は33番委員と13番委員。

番号2は大山地区を21番委員と2番委員、利永地区を32番委員と2番委員、開聞川尻地区を31番委員と11番委員。

番号3は利永地区を32番委員と2番委員、開聞上野地区を31番委員と11番委員。

番号4は下仙田地区を22番委員と3番委員、上仙田地区を24番委員と5番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農業委員に配布しております。本日出席していない農地利用最適化推進委員へは事務局からも文書で通知しますので、本日出席の委員は、これまでと同様に、農地利用最適化推進委員と連携してあっせん活動を行うようお願いいたします。

議長

13番委員

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

借受けの1番ですが、西方地区だけでなく市内全域でも良いということですので、情報がありましたら教えていただきたいと思います。

委員
議長

(各委員了解あり)

それでは、議案第7号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員
議長

事務局

「なし」の声あり。
ほかになれば、その他に入ります。
その他について、事務局の説明を求めます。
それでは、その他についてご説明いたします。３８ページをご覧ください。

その他（議案書３８ページを参照して説明）

- １．一時使用届出について
- ２．７月の行事報告
- ３．８月の行事予定等
- ４．その他

（１）就農状況調査への協力について

（２）令和２年度農地パトロール（利用状況調査）について

議長
委員
議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第２５回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

（閉会 午後４時００分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員１７番委員

議事録署名委員１８番委員